

出席者	住民	38人	市 大城市長・上甲建設課長 政策推進課 堀口補佐・田中主査
-----	----	-----	----------------------------------

担当課	事項	要望内容等	かこむ会での回答
総務課	※事前質疑 南海トラフ巨大地震が発生した場合の避難所について	<p>8月31日八幡浜市防災訓練が実施された。赤網代地区においては、総勢37名の住人が一時避難所（赤網代旧公会堂跡地）に避難し、点呼点検の後地区自治公民館へ移動し、①災害後1週間は備蓄で乗り切る準備、②救急トイレの作り方、③災害が起きたときの対応について実技を踏まえ勉強会を実施した。</p> <p>その中で出た質問事項に対して、回答をお願いしたい。</p> <p>①災害発生後一時避難場所に避難し、被災を免れた住民は次なる避難所へ移動し、避難生活をすると考えられるが、保内地区の避難所はどの場所を指定しているのか。</p> <p>②各避難場所の収容人数は何名か。</p> <p>③避難所には食料等の備蓄が必要となるが、何食分の備蓄があるのか。</p> <p>④避難所での居住スペースは、一人あたりいくらで計算しているか。</p> <p>⑤収容人数に応じたトイレの設置は出来ているか。</p> <p>⑥避難所の開設は誰が行うのか。具体的にお答えいただきたい。予算等でこれから準備するのであれば、いつまでに実施するのか個別に教えてほしい。</p>	<p>①・② 本市における保内地区の指定避難所は、川之石地区に6施設、喜須来地区に4施設、宮内地区に10施設、磯津地区に4施設ある。また、それぞれの施設で、想定収容人数を定めている。資料については、ページ数が多いため、八幡浜市のホームページに掲載している「八幡浜市地域防災計画（資料編）」でご確認いただきたい。</p> <p>また、その他には、指定緊急避難場所、自主的な避難場所（施設）、津波避難ビル、津波一時避難場所についても記載している。</p> <p>（参考） 川之石地区の指定避難所及び想定収容人数</p> <p>保内中学校 体育館・校舎 1,526人 川之石小学校 体育館・校舎 608人 川之石高等学校 体育館・北教棟 676人 川之石高等学校 本館・南教棟・武道場 927人 旧川之石保育所 183人 川之石地区交流拠点施設 みなせ 170人 楠町自治公民館 82人</p> <p>③ 現在本市が備蓄している食料は、米：26,000食、パン：8,000食、水（500ml）38,208本である。</p> <p>川之石地区の指定避難所では、川之石小学校と楠町自治公民館にそれぞれ米：100食、パン：50食、水：96本を配備している。</p> <p>なお、大規模災害時には、八幡浜防災倉庫などから指定避難所へ備蓄食料を配布することとしている。</p> <p>④ 本市では、一般的な国内基準として、指定避難所は「2㎡」、指定緊急避難場所は「1㎡」で計算している。</p> <p>今後は、国際的なスフィア基準である一人当たり「3.5㎡」で検討したいと考えている。</p> <p>⑤ 指定避難所におけるトイレは、既存のトイレのみであるが、トイレ備蓄として、トイレ処理剤セットを17,500回分、市内65箇所のプレハブ型防災倉庫に簡易トイレセットを130基、1,300回分を備蓄している。</p> <p>川之石地区には、川之石小学校、川之石高校、保内中学校、旧青石寮跡地 雨井神社、楠町自治公民館の6箇所にプレハブ型防災倉庫を設置している。各倉庫には、2基、20回分のトイレセットを備蓄している。</p> <p>なお、大規模災害時には、八幡浜防災倉庫などから指定避難所へトイレセットなどを配布することとしている。</p> <p>⑥ 市が開設する指定避難所の運営については、通常の気象警報発表時等は市職員を配置するが、大規模災害時には、それは困難とされますので各地区の自主防災組織等において初動対応し</p>

担当課	事項	要望内容等	かこむ会での回答
総務課	※事前質疑 南海トラフ巨大地震が発生した場合の避難所について		(1ページの続き) ていただく必要があると考えています。 本市では、令和3年3月に令和12年度までの計画として、八幡浜市備蓄計画を策定し、計画的に備蓄するようにしています。今後は、市の財政状況等も考慮し、できる限りの備蓄に努めて参りますが、自助・共助の部分における各家庭ローリングストック方式による備蓄や各自主防災会等における共同備蓄もお願いします。
水産港湾課	※事前質疑 防潮扉の開閉について	八幡浜市防災訓練実施に伴い各地区の防潮扉を閉鎖している。ところが以前から訓練が終了したにもかかわらず防潮扉は開放されることはなく、いつまでも閉鎖された状態になっている。見かねた住民が開放しているようだが、閉鎖と開放はセットで行うのが通例だと思ふ。開放も責任をもって実施していただきたい。	防潮扉（以下、陸閘）は津波や高潮対策の観点から原則常時閉鎖となっている。災害時に陸閘が開いたままになっていると、津波や高潮により、浸水する原因となるため、陸閘を閉鎖することで、陸閘が堤防の一部として機能し、背後地への浸水被害を防ぐことができる。（特に東日本大震災を機に、常時閉鎖の重要性が認識されるようになっていく） 川之石港は県管理港湾については、八幡浜市が管理委託を受けており、台風前又は津波注意報の発令があれば水産港湾課職員が陸閘の閉鎖状況確認を行い、開放されているものは閉鎖する作業を行っている。 陸閘を利用される方は、常時閉鎖の原則に基づき、利用時に開放した場合、利用後には必ず閉鎖するようご協力お願いしたい。
政策推進課・生活環境課	※事前質疑 警女トンネル上部の太陽光パネルについて	宮内側警女トンネル上部に雑木林を伐採し、太陽光パネルを設置・発電を実施している。そもそも国道トンネル上部にこのような建造物を設置することは安全上いかがなものか。線状降水帯によるパネル崩壊および地震による土砂崩れにより交通網の寸断の危険性があり、災害時における避難路の遮断が考えられる。行政として、条例を制定して規制をかけることは出来ないか。そもそもトンネル上部に建造物の設置は可能なのか。トンネルを通る度に危ないと思っている。	宮内側警女トンネル上部は森林区域である。森林法では、太陽光発電設備の設置を目的として、0.5ヘクタールを超えた森林開発を行う場合は都道府県の許可が必要であり、本事業については愛媛県が安全上問題ないと判断した上で、許可がおりている。 市では、令和2年4月に「八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例（再エネ共生条例）」を制定し、環境保全や地域との共生を図ることとしている。本件は、条例施行前の事業であり対象外であるが、今後の事業については条例に基づき対応していくため、同様のケースは起こりにくいと考えている。 なお、事業者への聞き取りによると、令和6年8月の段階では令和7年3月末には工事が完了し、完了後は事業者が地元説明会を行う予定であった。しかし、本年7月、再度聞き取りをしたところ、工事の進捗率は80%。現在人員等の関係で7月18日に一時的に工事を中断し、再開は未定となっており、工事は完了していない。当初の計画からは遅れている状況であり、引き続き、現地の工事状況について注視したい。
総務課	※事前質疑 市主催の防災会議について	1年に1回行われる防災訓練の前後に防災会議が行われる。議長や副議長に公民館の役員が座り発言もないまま、現在でも議事が進行していると思われる。私は5年間程会議に出席していないため分からないが、多分同じだと思う。会議がマンネリ化して新しい話題は無し。市の防災訓練後の全体会議でも、どの様な訓練を行ったのか参加者数を聞くだけ。訓練を行っての改善点の質疑応答が無い。これでは何も進歩しない。八幡浜市が各地区に防災組織を作りましようとして号令をかけ、最初は一応名簿を提出して、八幡浜市の防災組織100%達成と喜んだのは、声掛けを	最初のご質問については、川之石地区で実施されている訓練前後の防災会議に関する内容であり、会議の在り方についての提案と問題提起であると理解している。この件については、川之石地区の皆さんで十分に意見を出し合い、協議を進めていただければと考えている。 次にご提案いただいた「毎年1地区を指定して訓練を行う」という件であるが、防災訓練については、各地区がそれぞれの実情に合わせた内容で実施している。例えば、海岸部の地区自主防災会では、役員と地元消防団が中心となり、地区住民と協力して独自の避難者名簿を活用した防災訓練を行っている。また、別の地区では、避難訓練とあわせて津波避難者を受け入れるための避難所運営訓練も実施している。このように、各地区で地域の実情に応じた訓練

担当課	事項	要望内容等	かこむ会での回答
総務課	※事前質疑 市主催の防災 会議について	(2ページの続き) 始めて2年ほど経過してのこと。今本 当に防災組織としての活動をしてい るところは何地区あるのだろうか。 私が以前に提案したのは、毎年1つの 地区を指定し、南海トラフ地震が発 生した時にどの様に組織を動かし、 どの様な方法で負傷者、老人等を避 難させるのか、また食料等はどうか 等を考えて行動する訓練はどうか だろうか。この提案は受け入れて いただけなかった。	(2ページの続き) を工夫して実施しているので、川之石地区にお いても、隣接する宮内地区や喜須来地区と連携 し、避難訓練や避難所運営訓練などを共同で企 画・実施していただければと考えている。
生涯学 習課	※事前質疑 対応が遅い (琴平自治公 民館のエアコン) について	琴平区でエアコンが使用不能の状態 になり、文化センターに話をもって いくと前向きな返事が返ってきた。 令和7年8月中旬の話である。しか し、公民館の建物検査や設置場所、 業者の選定などで8月31日の防災訓練 の日までに設置できない返事があっ た。15日間もあるのに出来ないのは なぜだろうか。訓練当日、高齢者が 参加する公民館にエアコンがなけれ ば高齢者の体調が心配であったの で、琴平区の会計で取り付けた。	自治公民館からの要望に基づいて修繕を行う場 合は、市（中央公民館）が主体となって、修繕 の手続きを進める。 その際は、現地へ赴き、現状確認をはじめ、見 積書の徴収や庁内での決裁手続きなどを経て、 修繕に着手する。 このような理由から、一連の手続きには多少の 日数を要する場合がある。 適切に予算を執行するために必要な手続きです るため、ご理解いただきたい。
建設課	※事前質疑 佐々木ボデー 横の市道拡張 工事について	市道拡張工事で、佐々木ボデー側か ら土地を少し提供してもよいとの返 事であったが、完成してみると水路 にコンクリートの蓋をただけだっ た。もっと広い道路に何故しなかつ たのか。	佐々木ボデー横の市道宮内沖線道路改良工事の 道路幅員は、道路構造令に基づき設定されてい る。設計段階において、既存水路の改修を行 うことで市道の改良における幅員（全幅5m） を確保できることが判明した。 用地取得が不要となったことでコスト削減につ ながり、経済的な道路構成で計画・工事を実施 した。
政策推 進課	※事前質疑 すぐやる課の 新設について	窓口ですぐやる課というのを新設し てはどうか。朝受付したら夕方もし くは翌日ぐらいに対応出来るような 精鋭部隊を配置するのはどうだろ うか。市民も喜ぶと思う。	ご提案いただいた「すぐやる課」という名称 は、市民の期待を表すものとして、その響きも 大変印象深く受け止めている。 しかしながら、現在、どの部署においても、迅 速かつ適切な対応を心がけ、様々な案件に対応 しているため、あえて、一つの案件に迅速に対 応することに特化した部署を新設する必要性を 感じていない。 案件によっては、法令や手続き上の制約から、 ご要望いただいた当日や翌日の対応が難しい場 合があるが、今後も各案件に対して、迅速かつ 適切に対応することを、全ての部署で徹底して いく。
総務課	※事前質疑 消火栓ホース ボックスにつ いて	ホースボックスが使用不可能になっ た場合、ホースを撤去すると聞いた が本当なのか。6年ほど前に防災会議 で火災の時消火栓を使用しないよ うにとの話があった。各地区の防災役 員からやはり使用したいと意見が出 た。しかし、総務課長から使用許可 はおりなかった。私が最後に、理由 を聞くと、危険だとの返事が返っ てきた。消防自動車の到着前に消防 の経験がある人間が多くいるので、消 火活動を行えばボヤで済むかもしれ ない。会議でこの話をすると総務課 長がこの話は撤回しますと話した。 誰がこの話を蒸し返そうとしている のか疑問に思う。市民の代表の議員 からは何の意見もないのか。	消火栓は、消防水利として消防機関が消火活動 の際に使用するもので、消防法に基づき設置し ている。 火災時に初期消火活動として消火栓を使用す ることは可能であるが、必ず地元消防団の指導 を受けたうえで使用していただきたい。 また、消火栓の使用により水の濁りが発生す るおそれがあるため、平常時の訓練等で使用する 際は、消火栓の場所や放水時間などについて、 事前に市の関係部署（危機管理・原子力対策 室、水道課）へ必ず連絡していただきたい。 また、現在、消防署等が消火活動で使用する消 火栓は、地下式に置き換えられており、消防署 及び消防団の緊密な連携により、早期に消火活 動を行うことができると考えられることから、 火災を発見された際には、まずは通報、そして 身の安全を守るための避難を心掛けていただき

担当課	事項	要望内容等	かこむ会での回答
総務課	※事前質疑 消火栓ホース ボックスにつ いて		(3ページの続き) たい。 なお、今後、古くなった消火栓ボックスにつ いては、老朽化による腐食で転倒するなどの危険 があるため、格納されているホースを含め順次 撤去する方針で考えている。
生涯 学習 課	旧白石和太郎 邸について	旧白石和太郎邸については、観光客も 来られるため維持管理に努めてきた が、売却を考えている。 市で購入し、観光につなげていくことは できないか。	市の生涯学習課文化振興係で協議したい。 【補足】 保内町の歴史的背景を現代に伝える建築物では あるが、市として具体的な利活用が見通せない状 況であるため、購入する予定はない。
総務課	※事前質疑 消火栓ホース ボックスの撤 去について	消火栓ホースボックスを将来的には撤 去する方針となっているが、防災士や消 防団の経験がある者としては、残すべき と考えている。防災会議においても2～3 分で消防署から来ると言われたが、消 火栓が残されていたらその時間で経験 者がすぐ消せるため、ぜひ残してほしい。	現状の消火栓を更新していくよりは消防設備を整 えたほうが理に適っているため、ご理解いただき たい。
総務課	※事前質疑 消火栓ホース ボックスの撤 去について	火災が起こった際に消防団もすぐ集合 して活動できるわけではない。また消防 団が初期活動していた際に消防署から 勝手に活動しないよう注意されたと聞い た。 地元にいる人が少しでも早く消化活動 するためには消火栓は必要である。 また防災会議も態勢が生ぬるい。もう少 ししっかりした防災の会議をしないとい けない。	防災会議については、そういったすばらしい考えの 下、それぞれの地区防災会で考えて実施してほし い。今回の防災訓練においても炊き出しをしたり、 救助に関する訓練を実施したりと、他の地区でも しっかり実施しているところはたくさんある。防災訓 練でできないことは有事の際にもでもできないた め、同じ内容であっても何度も繰り返してやること が重要であると思う。
	八幡浜駅の下 り列車降車場 について	JR八幡浜駅において、今まで松山発宇 和島行きの列車は3番ホームに着いて いたが、1番ホームに着くよう改善されて いたため、お礼である。	お礼のため、特になし。
政策 推進 課	八幡浜駅の外 国人向け案内 表示について	JR八幡浜駅に降り立つ外国人向けに案 内表示を設置してほしいと要望していた が、政策推進課の職員に対応してい ただき、駅を出たところに6～7カ国語対 応のパネルを設置していただいたため、 お礼である。	お礼のため、特になし。
生活 環境 課	環境保全活動 について	海の環境活動について、大島ビーチク リーン作戦は中止になり参加できな かったが、漂流物を集め個人単位で美化活 動を行っている。集めたごみを回収して もらうことは可能か。 また、漂流物でアクセサリを製作する 活動も行っているため、興味のある方 には参加してほしい。	八幡浜市で美化活動を行っていただいている団体 としては、自分で船を購入しビーチクリーンをして いるE.Cオーシャンがある。市としてはその団体が集 めた漂流物等を受け入れて処分している。 今回の件についても、市に連絡してもらえたら取り に行き処分するよう担当課に伝えておく。
政策 推進 課	お試し住宅の 整備について	新居浜市のお試し住宅に1週間滞在 したことがある。八幡浜市でも試した かったがお試し住宅がなかったため、そ ういったお試し住宅プロジェクトを 検討してほしい。	特に地域おこし協力隊で希望されている方 に対してお試して対応する事業はあるが、それ以外 の移住者向けの住宅についても古民家等を利用した 移住体験住宅を検討したい。 【補足】 市営住宅の一室を活用した移住体験住宅の取 組みを行っている。ただし、市の移住相談窓口を ご利用いただき、八幡浜市への関心をお持ちの 方や、実際に滞在を希望される方に対し、個別に 案内している状況である。
建設 課	道路損傷発見 時の報告体制 について	道路の凹凸箇所の修繕については、地 元の区長、地元の市議会議員、もしくは 建設課職員の誰が見回って確認したら いいのか。	建設課でも定期的なパトロールと点検をして いる。また、地元の方から報告があれば現地 確認している。修繕に関しても職員で対応 可能なものは職員が実施し、それ以外につ いては業者に依頼して修繕している。損傷 箇所を見つけた際は、建設課へ報告してほ しい。

担当課	事項	要望内容等	かこむ会での回答
政策推進課	保内庁舎前バス停の待合所椅子設置について	保内庁舎前から伊方行きバス停には待合場所に椅子が設置してあるが、八幡浜行き待合場所には、歩道が狭いためか椅子が設置されていない。バス利用者には高齢者が多く道端に座り込んで待っている方も多いため、椅子を設置してほしい。	市では公共交通会議を実施しており、その中にはバス事業者も参加している。そのメンバーで今後の公共交通について議論しているため、乗車客が多く道路の支障にならない場所であればバス事業者にも伝え、椅子を設置していきたい。 【補足】 八幡浜市地域公共交通計画に基づき、保内庁舎前については、保内庁舎側と駐車場側の乗り場にバスシェルターとベンチを設置することで調整を進めている。
政策推進課	乗合バス	乗合バスに乗車する場合、1時間半前に申し込む必要があるが、大変なため他にいい方法はないか。	タクシー会社も人手不足の中で実施してもらっているため、なるべく早い段階で連絡をいただき、運行の可否等を早く確認したい。 その方法でなければ現状の料金体系では実施できないため、申し訳ないが、ご理解いただきたい。 【補足】 乗合タクシーにおいては、ガイドラインの中で、1時間前までの予約としている。 ただし、配車や運転手確保の関係もあるため、なるべく前日にご予約いただくよう、ご協力をお願いしたい。